

令和5年 第10回須賀川市農業委員会総会議事録

令和5年10回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和5年10月6日（金）
- 2 招集通知日 令和5年10月6日（金）
- 3 招集日時 令和5年10月19日（木）午前9時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室B・C
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 1名（五輪博行委員）

- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 10名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	小林 一仁	須・浜	有我 康志	西袋	渡邊 久記	小塩江	海野 富弘
小塩江	西間木廣幸	小塩江	大槻 金市	仁井田	島木 登	長沼	森田 正樹
岩瀬	矢部 幸雄	岩瀬	相樂 貴行				

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 0名

- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	岡田 充生
	農政係 長	早尾 重美
	農地係 長	有我 宏和
	主 査	武内 義則
経済環境部農政課	主 事	増田 啓介

- 10 議 案

議案第48号 農用地利用集積計画について

議案第 49 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 50 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 51 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

報告第 30 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 31 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 32 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による実施届出書の受理について

報告第 33 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願書の受理について

11 その他

12 開 会 (午前 9 時 3 0 分)

13 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 1 番 森合重義 農業委員と 2 番 関口明夫 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午前 1 1 時 0 5 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和5年10月20日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別紙> 審議内容

令和5年 第10回総会

令和5年10月19日(木)

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第48号「農用地利用集積計画について」を議題します。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議長 只今、説明がありました第87号から第94号について、質問等ありませんか。
(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第48号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第48号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第49号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。矢部推進委員お願いします。

矢部推進委員 受理番号第77号についてご説明申し上げます。

譲渡人は高齢のため3世代で農業を営んでいる譲受人に譲りわたすもので、農作業に必要な機械・施設も保有しているので許可上特に問題はないと思われれますので、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 続いて、78号を有我推進委員願います。

有我推進委員 受理番号第78号についてご説明申し上げます。

10月15日、村上農業委員と一緒に聞き取りに行ってきました。譲渡人は水害で引っ越しした際に申請地の管理を譲受人に依頼していたことから、今後のことを考えて今回の申請に至りました。譲受人の世帯の農業従事者は一人で農業技術については長年栽培している作物であるため問題はなく、耕作に必要な機械・施設は既に保有しております。また、価格については、お互いの話し合いで決定したもので妥当と思われ、許可上特に問題はないと思われ

ますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、79号を相楽推進委員お願いいたします。

相楽推進委員 受理番号第79号についてご説明申し上げます。

申請地は賃借の設定を行うもので、農業技術については長年栽培している作物であり問題はないと思われませんが、許可上特に問題はないと思われしますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、80号を有我推進委員お願いいたします。

有我推進委員 受理番号第80号についてご説明申し上げます。

10月15日、鈴木農業委員と一緒に聞き取りに行ってきました。

譲受人が土地を探していたところ、譲渡人所有の土地が希望していたところだったので、今回の申請となりました。

譲受人は新規就農者ですが、農業を営んでいる義祖父に農業技術、機械・設備の管理等の指導を受けながら営農を行う予定です。また、価格もお互いの話し合いで決定されたもので問題ないと思われしますので、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 続いて、81号を渡邊推進委員お願いいたします。

渡邊推進委員 受理番号第81号についてご説明申し上げます。

10月12日、吉田農業委員と一緒に調査を行いました。

譲渡人が高齢であることと申請地は譲受人が現在耕作している畑の近くにあるため、地域の効率的な農地利用に支障がないと思われ。また、価格についてはお互いの話し合いで決定したもので妥当と思われ、許可上特に問題はないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第49号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第49号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定につ

いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。森田推進委員お願いいたします。

森田推進委員 受理番号第 24 号と 25 号について説明申し上げます。

農業委員 3 名と一緒に譲渡人に話を聞いてきました。

24 号の申請地は太陽光発電施設を設置しても問題のない土地であります。また、25 号については譲受人が父である譲渡人の土地に家を建てるもので、特に問題はないものと考えられますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 26 号について説明を求めます。小林推進委員お願いいたします。

小林推進委員 農業員 2 名と一緒に現地確認を行いました。

譲渡人 2 名は今後耕作する予定がないことから、太陽光発電施設の用地として譲渡するものであります。申請地の近隣には太陽光発電施設が 10 件以上も設置されており、周りの農地に影響がなく特に問題はないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 27 号から 35 号について説明を求めます。西間木推進委員お願いいたします。

西間木推進委員 農業員 2 名と一緒に現地確認を行いました。

27 号から 35 号の譲受人は一緒に、太陽光発電施設を設置する予定となっております。譲受人は施設の管理には除草剤を使わないで草を刈るなど付近の農地には迷惑をかけないようにと考えております。

また、それぞれの申請地の譲渡人は、体調を崩したなどの理由で今後耕作をする予定がないことから売却を決めたとのことでしたので、許可上特に問題はないと思われま。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 37 号について説明を求めます。海野推進委員お願いいたします。

海野推進委員 10 月 17 日農業委員 2 名と一緒に現地確認を行いました。

譲受人は申請地には太陽光発電施設を設置する予定で、譲渡人は高齢のため後継者もないことから土地を売却するもので、許可上特に問題はないと

思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第 50 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 50 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適
否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 51 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 武内主査 説明

議長 長 続いて、調査委員の説明を求めます。島木推進委員お願いいたします。

島木推進委員 受理番号 12 号及び 13 号についてご説明申し上げます。

10 月 2 日に森合農業委員、事務局と一緒に現地を確認しました。

申請地は山林化しており、農地としての復元は不可能と判断しました。委
員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第 51 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」許可する
ことに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 51 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否につい
て」議決し、許可することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 30 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について」1 件です。

報告第 31 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理
について」2 件です。

報告第 32 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による実施届出書の受理について」1 件です。

報告第 33 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」1 件です。

報告第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願書の受理について」1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

橋本農業委員 市には太陽光発電施設の転用申請に対して業者に対してガイドラインなどの規約はないのか。

事務局 農地法の許可基準以外にはないと説明した。

関根農業委員 太陽光発電施設に農地法の申請に係る資料を配付してほしい。

事務局 各委員に配布します。

事務局 令和 5 年度遊休農地利用状況調査・意向調査及び非農地判断について武内主査が説明した。

農政課 地域計画策定について説明した。

議 長 他になければ、これにて令和 5 年第 10 回須賀川市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、お疲れ様でした。